

きまり

(1) 制服

- 春・秋 男子 白長袖シャツと黒学生ズボン。
 女子 Vベスト・ひだスカート（紺）と白長袖シャツ・リボン。
 夏 男子 白半袖シャツと黒学生ズボン（白長袖シャツの袖を折りあげてもよい。）
 女子 学校規定の白セーラー服・ひだスカートとリボン。
 冬 男子 黒学生服と黒学生ズボン。
 女子 Sイートン型上衣・ひだスカートとリボン。
 黒か紺のカーディガンの着用は可。

< 注意事項 >

- ・学生服・学生ズボンは標準型、ズボンの裾幅は18～24センチ。
- ・シャツはカッターシャツ。
- ・スカートのひだ数は24～28本。スカートの長さは、ひざが隠れるくらいとする。
- ・登下校時は着用し、授業中も原則として着用する。
ただし、部活の帰りは部活着でも可。
- ・体温調節のためにカーディガン（黒・紺・グレー）の着用は可。
- ・学校行事などでは、制服を統一する場合がある。

(2) 体育の服装

- 男子 上下とも学校指定のジャージ、半袖シャツ、短パン。
 女子 上下とも学校指定のジャージ、半袖シャツ、短パン。

(3) 通学靴

白または黒を基調とする。（白地または黒地70%以上）、アップシューズ可。

(4) うわばき・体育館シューズ

- 男女ともに学校指定のものとする。
 男子の体育館シューズは、学校指定のものとする。（2足目からは自由）
 女子の体育館シューズは、バレーボール用シューズと兼ねる。

(5) ソックス

白または黒地で無地のもの、ワンポイントまで可。
 女子は、肌色ストッキング、黒無地のストッキング・タイツも可。タイツ着用時は、ソックスは着用しなくて良い。

(6) ベルト

黒色や紺色などの黒っぽいもので、無地のもの。

(7) 帽子

- 男子は、野球帽をかぶってもよい。
 女子は、派手でないものをかぶってもよい。

(8) 頭髪など

中学生らしい髪型にする。奇抜な髪にしない。眉毛をいじらず、自然な状態にしておく（整える程度なら可）。

※生徒会の「頭髪規定」を守ること。

目標 中学生らしい髪型にする。

注意してもらいたいこと

- ① 整髪料などを絶対につけない、持ってこない。
- ② 髪の色をぬいたり、染めたりしない。
- ③ 髪は肩につくまでのばさない。髪が肩についたらくる。
ゴムの色は黒・茶・紺色とする。
- ④ 清潔にする。
- ⑤ パーマをかけない。
- ⑥ 違反している人がいたら注意する。注意されたら1週間以内に必ず直す。
- ⑦ 注意されても一週間以内に直して来なかった場合、原稿用紙1枚以上反省文を書き、生徒指導に提出する。

※ 尾川中学校生徒会 「頭髪規定」より

(9) マフラー・手袋

登下校の時は着用してよいが校舎内では着用しない。
マフラーは派手でないもの、極端に長くないものを用いる。

(10) 防寒着

防寒着は体育の授業で使用するウインドブレーカーとする。

(11) 自転車通学

自転車に乗る場合はヘルメットを着用し、あごひもをしめる。

(12) レインコート

徒歩通学者でビニール製のものを用いる場合は、透明・不透明どちらでもよい。
自転車通学者は雨天の日は着用する。
※傘さし運転は絶対にしない。

生徒会活動

常に中学生としての 自覚と誇りを持ち 自主的に生活しよう。

「生徒会会則」より抜粋

第一章 総則

第1条 本会は、尾川中学校生徒会という。

第2条 本会は、生徒全員で構成する。

第3条 本会は、学校で許可された範囲内での生徒の自治活動により、楽しく明るい民主的な学園をつくることを目的とする。

第二章 機構

第二節 執行部

第11条 執行部は、会長、副会長、書記・会計で構成する。

第12条 執行部は、決議機関の議案をつくり、提出する。

第13条 執行部は、決議機関によって決められたことを執行する。

第14条 執行部の定例会は、原則として月2回以上ひらく。

第四節 専門委員会

第21条 生徒会専門委員会は、保健体育委員会、図書・美化委員会、放送委員会とする。

第22条 委員会は、学級で選ばれた委員で構成し、専門的な仕事にあたる。

第23条 委員会は、互選により委員長を選出し、委員長が会議を招集する。

第24条 委員会は、原則として月2回ひらく。必要により臨時にひらくことができる。

第25条 委員会は次のことをする。

- (1) 専門的な各委員会の活動、実行目標を計画し生徒集会で報告、発表する。
 - ① 保健体育委員会は健康的な生活の充実、体力の増進を目指して活動する。
 - ② 図書・美化委員会は、図書室運営および美化活動を推進する。
 - ③ 放送委員会は、放送を行う。
- (2) 決議機関に案を出し、決議されたことを実行する。

第三章 役員・委員

第34条 役員・委員の任期

役員の任期は1年間とし、1月から12月末までとする。

委員の任期は1学期間とする。

第四章 会計

第35条 この会の経費は、会費でまかなうことを原則とする。

第36条 会費は総会で決める。会員は決められた会費を納入しなければならない。会費は月額200円を徴収する。

部活動

【部活動目標】

異年齢集団による自主的・自発的な活動を通して、責任感・連帯感・達成感・協調性・豊かな人間性を養い、充実した学校生活に資する。

部活動に関するきまり

1. 授業を最優先すること

学校あつての部活動である。学校ですべきこと(授業)を疎かにして部活動は成り立たない。

2. 校則を遵守すること

- 服装等の違反はしない。(常に正規の服装であること)
- 部活帰り等の買い食いはしない。飲食をする場合は顧問の指示に従うこと。
- 自転車の乗り方。(ノーヘル、二人乗り、傘差し運転、改造等)

3. 常に模範となる行動をとること

- トイレの使い方(スリッパの脱ぎ方等)
- 言葉遣い・あいさつ
- 他校との練習試合や対外試合での態度、バスに乗車した時の態度。

4. その他

- (1) 体調不良で保健室で休養した場合や、体育の授業を見学した場合は部活動にも大事を取って参加させない。
- (2) 顧問は生徒の体調を考え、適切に休憩や休養日を取る。
- (3) 水分補給の指導を必ず行う。飲食は顧問の責任とする。(持ってきたペットボトルは個人で持ちかえる)
- (4) 体育館、グラウンドを使う部活は定期的にトイレ掃除をする。
- (5) 週に2日以上以上の休養日を設定するように務めること。

☆適切な休養日などの設定方針

【活動時間】

- 1日の活動時間は、学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度を原則とし、合理的・効果的で主体的な活動をめざす。
- 大会、練習試合等の活動時間についても、原則として上記に準ずるが、大会等の規模及び試合進行に応じて活動時間を延長する場合がある。

【休養日】

- 学期中は、週当たり、2日以上以上の休養日を設定する。平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。
- 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。
- 休日・祝日・長期休業中・・・各部活動の練習計画で確認する。
- 定期テスト期間中は練習を停止する。期間中又は定期テスト後一週間以内に公式試合がある場合は、保護者の承認と職員会の許可を得た場合に限り練習を許可する。

☆集会等での発表・表彰

各部からの大会結果報告は、大きな声で原稿等見ずにはっきりと発表できるよう指導する。表彰は大きな声で返事をし、堂々とした態度で表彰を受けるよう各部で指導する。(検定、県展等の表彰も同じことなので学級でも指導する)